

# 県事業場公害防止条例の公布

## 産業発展と 住民福祉の調和



工場から排出された煙で、視界が悪くなった空(昭和39年、京浜工業地帯)

横浜・川崎を含む京浜工業地帯は、戦後の経済復興における最大の生産拠点のひとつとなる一方で、生産規模の急速な拡大によって、工場からのばい煙、排水、騒音等による深刻な産業公害が発生し、公害苦情への対応が新たな行政課題となりました。

当時はまだ公害関係法が整備されていなかったことから、県は、日本で3番目の地方公害防止条例として、昭和26(1951)年に神奈川県事業場公害防止条例を制定し、公害問題に取り組みました。

現在では、各企業の努力や公害関係法令の整備等によって、深刻な産業公害が改善されています。



環境が改善され、澄んだ空(平成20年頃、京浜工業地帯)



かながわ「昭和100年」

つながる心、ともに未来へ